

議案第9号

西脇市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月24日

西脇市長 片山象三

(理由)

健康保険法施行令の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

西脇市国民健康保険条例の一部を改正する条例

西脇市国民健康保険条例（平成17年西脇市条例第106号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、 出産育児一時金として488,000円を支給する。ただし、健康保険法施行令（大 正15年勅令第243号）第36条ただし書の規定に該当する場合には、これ に12,000円を加算する。 2 (略)</p>	<p>(出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、 出産育児一時金として408,000円を支給する。ただし、健康保険法施行令（大 正15年勅令第243号）第36条ただし書の規定に該当する場合には、これ に12,000円を加算する。 2 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る西脇市国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額につ
いては、なお従前の例による。